

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成29年12月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	稲	田	寿	久
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	坂	井		徹
鳥	取	県	町	村	森	安		保
鳥	取	県	町	村	川	上		守

持続可能な国民健康保険制度の構築について

《提案・要望の内容》

- 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障、負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。
- ・国保制度改革に伴う国の財政支援の拡充について、国と地方の合意事項である平成29年度までの財政安定化基金2,000億円の確保が、消費税の増税延期の影響により300億円減額され、平成32年度末までの積み立てに延期されたところであり、国においては、これらの財政措置を確実に実行すること。
 - ・現在、都道府県ガバナンスの強化に向けた国保制度のインセンティブ改革が議論され、医療費適正化等の取組の成果に対する評価指標の導入や普通調整交付金等の見直しが検討されているが、検討に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。
- 小児医療など地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置について、子どもの医療費助成に関して、未就学児までを対象とする見直しが行われたところだが、医療費助成の対象年齢を高等学校卒業年齢程度までとしている地方団体もあることから、見直しの対象を高等学校卒業年齢程度まで引き上げること。
- また、地方単独事業における減額措置は、子ども以外にも身体・知的障がい者やひとり親家庭などへの助成に対しても行われていることから、これら地方の自主的な取組を阻害しないよう減額措置自体を早急に廃止すること。

<参考>

○鳥取県内1人当たり国民健康保険料調定額と医療費の推移 (単位：円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保険料	72,965	77,809	78,752	79,938	79,305	77,475
伸び率	1.01	1.08	1.01	1.02	0.99	0.97
医療費	317,975	329,073	338,265	346,834	359,245	376,752
伸び率	1.04	1.03	1.03	1.03	1.04	1.05

○鳥取県の市町村国民健康保険の財政状況 (単位：千円・団体)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収支差額	434,996	1,172,510	1,162,605	823,435	628,487	424,783
単年度実質収支差額	△1,979,051	△41,676	19,091	△895,496	△852,643	△1,566,628
赤字市町村数	15	14	11	16	14	16

※単年度実質収支差額は、前年度からの繰越金や市町村基金からの繰入金を除いた収支。近年赤字傾向が続いている。

○鳥取県の平成27年度地方単独事業実施による国定率負担金影響額 (単位：千円)

区分	身体・知的障がい者	ひとり親家庭	小児	特定疾患	精神障がい者	計
金額	116,991	11,707	19,636	237	23,174	171,745

※上記の影響額について県調整交付金において1/4を補填

障害福祉サービス等報酬改定について

《提案・要望の内容》

- 医療的ケアが必要な障がい児者、重症心身障がい児者、強度行動障がい者、所得の低い障がい者などが必要な障害福祉サービスを十分に受けることができるよう、これら障がい者の支援に配慮した報酬・加算の設定を行うこと。

（医療的ケアが必要な重度の障がい児者、重症心身障がい児者、強度行動障がい者については、特に手厚い支援を必要とするが、事業所運営に十分な報酬（加算）が設定されておらず、生活介護、短期入所、グループホームなどのサービスが充足していない状況にある。

（次期報酬改定において、利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算）の見直しが議論される中、通所施設における昼食代を全額障がい者の負担とすることで検討が行われているが、利用者負担が増加することでサービス利用の抑制に繋がる懸念され、当事者団体等から制度存続を求める声がある。そのため、食事提供体制加算の継続を行うことが望まれる。

【参考：国の報酬改定における検討状況】

- <医療的ケア対策など重度化対応> 看護職員の重点配置、重度者の生活に対応できるグループホームの新設などについて検討。

【論点1】常勤看護職員等配置加算の拡充

現状・課題

- 平成27年度報酬改定において、常勤看護職員等配置加算が新設されたが、同加算の要件は「常勤換算1名以上」のみであり、何人配置していても同じ評価である。
(加算の単位数)

・ 利用定員20人以下	28単位/日	・ 利用定員21人以上40人以下	19単位/日
・ 利用定員41人以上60人以下	11単位/日	・ 利用定員61人以上80人以下	8単位/日
・ 利用定員81人以上	6単位/日		
- 生活介護事業所(全体)については、看護職員の常勤換算職員数は、1.0人以上1.5人未満の事業所が35.8%と最も多い。また、それよりも手厚い配置では2.0人以上2.5人未満の事業所が11.1%となっている。
- また、利用者の重度化・高齢化が進んでおり、また、医療的ケアが必要な利用者が増えていることから、医療的ケアが提供できる看護職員の必要性は増している。
- 関係団体からは、「多くの医療的ケアを必要とする利用者に質の高いケアを提供することが求められており、看護職員を複数配置することが必要な実態にあることから、看護職員を2人以上、3人以上と配置している場合には、その実態に応じて、更なる加算による評価をお願いしたい。」との要望を受けている。

論 点

- 多くの医療的ケアを必要とする利用者に質の高いケアを提供することが求められ、看護職員を複数配置しなければならない状況や、医療的ケア提供体制の充実を図る観点から、看護職員の配置状況等の実態を踏まえ、現行の加算の区分を追加し、更なる評価を行うことにはどうか。

- 常勤看護職員等配置加算について、生活介護における人員配置にかかる費用の実態等を踏まえつつ、医療的ケアが必要な障害者を一定以上受け入れる場合、新たに配置基準2人以上の区分を設けてはどうか。

【論点2】 重度対応型グループホームの新設

現状・課題

- グループホーム利用者の重度化・高齢化は年々進んでおり、障害者総合支援法の見直しに関する報告書（平成27年12月14日）では、「障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。」とされている。
- また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングにおいても、グループホーム利用者の重度化・高齢化に対応するための報酬改定を望む多数の意見・要望があった。

論 点

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる支援体制を備えたグループホームの報酬・基準等についてどう考えるか。
- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20人（10人+10人）まで認めた共同生活援助サービス費の新たな類型として、「重度対応型共同生活援助サービス費」を設けてはどうか。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置としてはどうか。
- 世話人の配置を現行（6:1～4:1）よりも手厚く（例えば3:1）としてはどうか。また、常勤の看護職員を配置する体制等を評価してはどうか。

<低所得者対策> 食事提供加算制度について、経過措置を延長しない方向で検討。

食事提供体制加算の経緯

- 支援費制度におけるデイサービス、短期入所は、食費のうち食材料費は自己負担であったが、障害者自立支援法の成立に伴い、日中活動系サービス、短期入所については、食費を原則として全額自己負担とした。
- このため、施行後の3年間（平成21年3月31日までの間）の激変緩和措置として、通所施設を利用する低所得者（所得区分が生活保護、低所得1、低所得2である者）及び一般世帯のうち市町村民税所得割の額が16万円未満の者について、食費のうち人件費相当分（1日42単位＝約420円）をサービス提供事業所等に支給し、利用者の食費負担額が食材料費のみの負担となるよう減額措置を講じた。
- その後、団体からの要望等を踏まえ、過去3回の報酬改定において期限の延長を行ってきて現在に至っている。
- また、平成27年度の報酬改定においては、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、加算単位について見直しを行った。

<参考> 軽減措置実施後の概ねの食費の負担額（日中活動系サービスの場合）



- 食事提供加算として報酬（公費）による利用者負担減免部分（上記図3）が廃止された場合、利用する障がい者の負担額は上記図2の現行額から上記図1へ、約9,000円程度の負担増となる。
- 例えば、就労B型事業所の場合、H28 県内事業所工賃実績によれば 10,000円未満の事業所は約27%と一定程度の割合で存在しており、負担増によるサービスの利用控えが懸念される。

地方の中小・小規模企業の「働き方改革」への支援について

《提案・要望の内容》

- 本県では就業者の約94%が中小・小規模企業に勤務しており、「働き方改革」の実現は、中小・小規模企業の取組の成否にかかっているが、地方の中小・小規模企業では人手不足の深刻化、賃金の上昇、事業承継や技能・技術承継への不安など日々多くの問題を抱えており、「働き方改革」の重要性は理解しつつも、具体的な取組に躊躇せざるを得ない面がある。
- 働き方改革に取り組む企業向けに、国の支援制度（助成金）が設けられているが、申請手続きが複雑なため、特に小規模企業では十分活用できていない。
- については、既存制度を活用しやすくするとともに、地方の実情に応じた生産性向上や働きがい向上の実現を支援できるよう、地方公共団体や商工団体等が取り組むモデル事業やコンサルティングの実施への支援制度を創設するなど中小・小規模企業が「働き方改革」にチャレンジしやすい環境を整えること。

<参考>

1 地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者

企業規模別の従業者割合

(単位：%)

	大企業	中小・小規模企業
鳥取県	6.2%	93.8%
全国	30.3%	69.7%

資料：総務省「事業所統計調査」・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス」再編加工

2 助成金利用状況 (H29.11月末時点) ※所管の鳥取労働局から聞き取り

(1) 両立支援等助成金

- ・申請件数 出生時両立支援コース：15件 育児休業等支援コース：34件

(2) 職場意識改善助成金

- ・申請件数 職場環境改善コース：2件 勤務間インターバル導入コース：2件

【活用の課題】申請に必要な計画策定や書類作成などが、自社独自では対応が困難なため、専門家（社会保険労務士）等の支援が必要。

3 県内中小・小規模企業の声

- ・改革の必要性は分かるが、何をどこから取り組めばいいのかわからない。
- ・取引先の発注、納期への対応だけで余裕がなく、人材不足の中、労働時間の短縮に取り組めない。
- ・業種や事業規模によっても取り組み方が異なるため、確実な方法が知りたい。
- ・中小・小規模企業でも取り組めそうな、わかりやすい事例を紹介してほしい。
- ・国の助成金制度は申請が難しく断念した。

4 本県独自の働き方改革支援

(1) H29年度の働き方改革支援

- 相談窓口の設置・普及啓発 ～働き方改革の取組に関する企業の疑問・相談に無料対応～
 - ・平成29年6月、鳥取県社会保険労務士会に専用フリーダイヤルと窓口を開設
- 企業の取組へのアドバイス ～「働き方改革コンサルタント」（社労士）を企業に派遣～
 - ・現況のヒアリング、見直し提案、改善支援
- 託児機能付きサテライトオフィスの設置 ～多様で柔軟な働き方の導入の試行～
 - ・テレワーク作業スペース（Wi-Fi環境）、託児スペースを完備

(2) H30年度に向けての取組 ← **これまでの支援を大幅に拡大・拡充予定**

- 企業の取組の支援体制強化
 - ・働き方改革の取り組み方、課題等の相談や労働面・経営面の支援がワンストップでできる支援体制を構築
- 機運の醸成・経営者の意識改革
 - ・業種によって異なる取り組み方を学ぶ機会を提供
- 生産性向上・経営力強化
 - ・県版経営革新での働き方改革支援制度を拡充
- 業種別のモデル支援
 - ・モデルプランに取り組む事業者を支援